

資料編（南あわじ市国土利用計画）

1. 南あわじ市国土利用計画策定の経緯

項目（討議事項）	時 期	備 考
第1回検討作業部会・策定委員会 （住民アンケート調査票について）	平成21年11月13日・24日	
住民アンケート調査	平成21年12月7日～22日	（2,200名）
第1回国土利用計画審議会 （国土利用計画の策定について）	平成22年2月3日	
各種団体へのヒアリング調査	平成22年4月5日～5月14日	（25団体）
第2回検討作業部会・策定委員会 （地域区分の検討）	平成22年7月13日・30日	
市関係各課への事業調査	平成22年8月19日～25日	（1室・17課）
第3回検討作業部会・策定委員会 （国土利用計画(素案)について）	平成22年9月2日・14日	
計画素案作成	平成22年9月末	
第2回国土利用計画審議会 （国土利用計画(素案)について）	平成22年10月6日	
県等関係行政機関との調整	平成22年10月8日	（県庁都市政策課）
計画素案修正	平成22年10月14日	
第4回策定委員会 （計画素案修正内容の確認）	平成22年10月19日	
意見募集(パブリックコメント)	平成22年10月20日～29日	（意見提出なし）
県等関係行政機関との調整	平成22年10月20日～29日	（淡路県民局 まちづくり推進会議）
計画案作成	平成22年11月1日	
第3回国土利用計画審議会 （国土利用計画(案)の諮問・答申）	平成22年11月9日	（4日：諮問、11日：答申）
南あわじ市議会 （国土利用計画の策定）	平成22年11月24日 平成22年12月17日	議案提出 議決
県知事へ報告・要旨の公表 （南あわじ市国土利用計画）	平成23年1月・5月	

2 . 市土の利用区分の定義とその把握方法等

利用区分	定義	把握方法等
農用地	農地法第 2 条第 1 項に定める農地及び採草放牧地をいう。	
農地	耕作の目的に供される土地（畦畔を含む。）	作物統計調査「面積調査」（農林水産省）の田及び畑の合計
採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	世界農林業センサスによる「採草放牧に利用されている面積」のうち、「森林以外の草生地（野草地）」
森 林	国有林と民有林をいう。	
国有林	国有林 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第 2 条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの イ 官行造林 旧公有林野等官行造林法第 1 条の規定に基づき契約締結したもの ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第 2 条第 1 項に定める森林	兵庫県森林統計書の所有形態別林野面積の「国有林計(国有林・官公造林・その他省庁)」
民有林	民有林 森林法第 2 条第 1 項に定める森林であって同条第 3 項に定める民有林	兵庫県森林統計書の所有形態別林野面積の「民有林計」
原 野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」を除いた面積である。	該当なし
水面・河川・水路	水面、河川及び水路をいう。	
水面	湖沼（人造湖）とため池の満水時の水面	人造湖：「ダム便覧」の湛水面積 ため池：ため池台帳（庁内資料）の満水面積
河川	河川法第 4 条に定める一級河川、第 5 条に定める二級河川及び第 100 条による準用河川の第 6 条に定める河川区域	二級河川及び準用河川の延長データに平均幅員を掛けた面積（河川延長は庁内資料、幅員は地図上計測）
水路	農業用排水路	圃場整備調査資料（庁内資料）に水路率を掛けた面積（水路率：整備済水田 10.2%、未整備水田 3.7%）

利用区分	定義	把握方法等
道 路	<p>一般道路、農道及び林道をいう。 (車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、 自転車道部及び法面等)</p> <p>一般道路 道路法第2条第1項に定める道路</p> <p>農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内道路</p> <p>林道 国有林林道と民有林林道</p>	<p>【高速道路】 本州四国連絡高速道路(株)資料による道路 敷面積</p> <p>【国道・県道・市道】 近畿都市統計要覧による道路の総面積、 兵庫県市区町別主要統計指標の延長デー タに「面積/延長」の比率を掛けた面積</p> <p>農道台帳(庁内資料)の延長に平均幅員4m を掛けた面積</p> <p>林道台帳(庁内資料)の延長に平均幅員を掛 けた面積(国有林道はなく、すべて民有林道)</p>
宅 地 住宅地 工業用地 その他の用地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果た すために必要な土地をいう。</p> <p>「土地に関する固定資産の概要調書」の 評価総地積のうちの住宅用地と、非課税 地籍のうちの県営住宅用地、市町営住宅 用地及び公務員住宅用地を加えたもの</p> <p>「工業統計調査結果報告」でいう「事業 所敷地面積」を従業員10人以上の事業所 敷地面積に補正したもの</p> <p>住宅地、工業用地に該当しない宅地</p>	<p>「土地に関する固定資産の概要調書(総括 表)」の「宅地(評価総地積及び非課税地積)」 次のアとイの合計面積</p> <p>ア 「土地に関する固定資産の概要調書 (総括表)」(庁内資料)の「小規模住宅用 地及び一般住宅用地」の面積</p> <p>イ 県営住宅・市営住宅・公務員住宅用地 の面積(庁内資料)</p> <p>次のアとイの合計面積</p> <p>ア 従業員30人以上の事業所は、工業統 計調査による「用地・用水編」の敷地面積</p> <p>イ 従業員10人以上29人以下の事業所面 積 = (従業員30人以上の事業所面積) × (従業員10人以上29人以下の事業所製造 品出荷額) / (従業員30人以上の事業所製 造品出荷額)</p> <p>宅地より住宅地、工業用地を差し引いた面積</p>
その他	<p>市土から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・ 河川・水路」、「道路」及び「宅地」を除いた 土地をいう。</p>	<p>市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、 「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」 の面積を差し引いた面積</p>
市土面積	<p>市の総面積である。</p>	<p>「全国都道府県市区町村面積調」(国土地理 院)による市の総面積</p>

3 . 南あわじ市国土利用計画審議会諮問・答申書

1) 諮問書

第1号議案

南あ都計発第243号
平成22年11月4日

南あわじ市国土利用計画審議会会長 様

南あわじ市長 中 田 勝 久

南あわじ市国土利用計画案について（諮問）

このことについて、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定により、南あわじ市国土利用計画を定めたいので、南あわじ市国土利用計画審議会条例(平成21年条例第43号)第2条の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

2) 答申書

南あ国審第 1 号
平成22年11月11日

南あわじ市長 中 田 勝 久 様

南あわじ市国土利用計画審議会
会長 奥 井 正 造

南あわじ市国土利用計画案について(答申)

平成22年11月4日付南あ都計発第243号で諮問された「南あわじ市国土利用計画案」については、平成22年11月9日開催の審議会において慎重に審議した結果、適正と認めますので、この旨答申します。

4 . 南あわじ市国土利用計画審議会条例

南あわじ市国土利用計画審議会条例

平成21年12月28日

条例第43号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南あわじ市国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、南あわじ市国土利用計画(以下「計画」という。)に関する事項について調査審議する。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

学識経験のある者

関係行政機関又は県の職員

3 審議会の委員の任期は、委嘱の日から計画に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第2項第1号の委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に審議会の事務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により市長が委員の委嘱をした後、最初にかかれる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会委員	日額 8,000 円
-----------	------------

」を

「

総合計画審議会委員	日額 8,000 円
国土利用計画審議会委員	日額 8,000 円

」に改める。

5 . 南あわじ市都市計画審議会委員

区 分	役 職 名
条例第 3 条第 2 項第 1 号 学識経験のある者	南あわじ市連合自治会代表
	南あわじ市商工会長
	南あわじ市農業委員会会長
	南あわじ市水交会長
	南あわじ市連合婦人会長
条例第 3 条第 2 項第 2 号 関係行政機関又は県の職員	兵庫県淡路県民局副局長兼総務室長
	兵庫県淡路県民局県民室長
	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所長
	兵庫県南あわじ警察署長
	淡路広域消防事務組合南淡分署長

6 . 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン 策定委員会設置要綱

南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日

訓令第 1 2 号

(設置)

第 1 条 国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく国土の利用に関する市町村計画 (以下「国土利用計画」という。) 及び都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく都市計画に関する基本方針 (以下「都市計画マスタープラン」という。) の策定について、関係部局相互の連絡調整及び効果的な推進を図るため、南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

国土利用計画における基本方針及び土地利用構想に関する事項

都市計画マスタープランにおける全体構想及び地域別構想に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

副市長

市長公室長

総務部長

財務部長

市民生活部長

健康福祉部長

産業振興部長

農業振興部長

都市整備部長

上下水道部長

教育部長

農業委員会事務局長

都市整備部次長

都市整備部管理課長

都市整備部建設課長

都市整備部都市計画課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長を、副委員長は都市整備部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(検討作業部会)

第6条 第2条の所掌事務について調査及び検討をさせる必要があるときは、委員会に検討作業部会を置くことができる。

2 検討作業部会は、関係部局の職員のうちから選出された者をもって構成し、都市整備部都市計画課計画係長が主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び検討作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年10月29日から施行する。

7. 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン 策定委員会 委員

副市長	都市整備部長
市長公室長	都市整備部次長
総務部長	管理課長
財務部長	建設課長
市民生活部長	都市計画課長
健康福祉部長	下水道部長（上下水道部長）
産業振興部長	教育部長
農業振興部長	農業委員会事務局長

（ ）は旧部署名

8 . 南あわじ市国土利用計画及び都市計画マスタープラン 策定委員会 検討作業部会委員

部局名	課室名	係名
市長公室	-	政策・調整係
		政策係
総務部	防災課	防災消防係
財務部	財政課	財政係
市民生活部	生活環境課	施設係
健康福祉部	福祉課	母子児童福祉係
産業振興部	商工観光課	観光交流係
	企業誘致課	企業誘致推進係
農業振興部	農林振興課	農業振興係
都市整備部	管理課	用地係
	建設課	道路係
	都市計画課	住宅係
下水道部(上下水道部)	下水道課	管理係
教育部	教育総務課	教育施設係
農業委員会事務局	-	-

()は旧部署名